

# 法律知識 No.35



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

今回は、選挙に関する疑問にお答えします。

Q

選挙運動用自動車に乗った候補者の声が大きく、テレビの音が聞こえないことがあります。選挙運動の音の大きさに制限はないですか？



A

公共施設内や病院内、交通機関の車両・関係施設内などは、演説や連呼行為が禁止されています。また、学校や病院などの周辺では、静かさを保つよう努めなければなりません。さらに、午後8時から翌日午前8時までの演説は禁止されており、長時間にわたり同一の場所で演説することも避けなくてはならないなど、公職選挙法で様々な規制が定められていますが、**住宅街での演説の音の大きさに関しては、特別な規制はありません。**

Q

候補者の選挙活動用ポスターが、勝手に自宅の塀に貼られていました。勝手にポスターを剥がして、捨てても構わないですか？

A

他人の住居などにポスターを貼る場合、その住居の居住者に承諾を得なければならないため、承諾を得ずにポスターが貼られた場合、居住者は自分で剥がすことができます。ただし、**承諾を得ずにできるのはポスターを剥がすことまでです。剥がしたポスターは、候補者や関係者に返しましょう。**

Q

候補者が、選挙期間前から、駅前周辺で自分の政策を訴えていました。違法ではないですか？



A

公職選挙法上、選挙運動は、選挙期間中しかできませんが、選挙運動に当たらない政治活動は、選挙期間前でも行えます。選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者を当選させるため、投票を得る、または投票させるための行為です。例えば、特定の候補者に投票するように演説することが該当します。一方、**単に自分の政策を述べるだけでは選挙運動に該当しません。選挙期間前の政治活動としての演説に対する特別な規制はなく、違法ではありません。**